

神戸港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 25 年 3 月

神戸港港湾管理者

神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成18年2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年2月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成20年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年10月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年11月 交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年5月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年7月 交通政策審議会第38回港湾分科会
- ・平成22年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年11月 交通政策審議会第39回港湾分科会
- ・平成23年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年10月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成25年2月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年2月 交通政策審議会第51回港湾分科会

の議を経た神戸港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
1 臨港交通施設計画	2
2 港湾の効率的な運営に関する事項	3

変更理由

六甲アイランド地区において、コンテナターミナルと一体的に機能する高度な物流拠点の形成を促進するため、臨港交通施設及び臨海部物流拠点の形成を図る区域を計画する。

1 臨港交通施設計画

臨海部物流拠点を支え、円滑な物流ネットワークの形成を図るため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

[臨港交通施設計画]

六甲アイランド地区

道路

臨海部物流拠点の形成を図る区域内的臨港道路 [新規計画]

2 港湾の効率的な運営に関する事項

臨海部物流拠点の形成を図る区域

高度な物流施設の集積を進め、コンテナターミナルの機能の一層の強化を図るため、以下の地区において、臨海部物流拠点の形成を図るよう措置することを計画する。

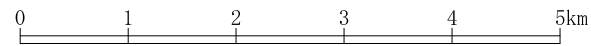
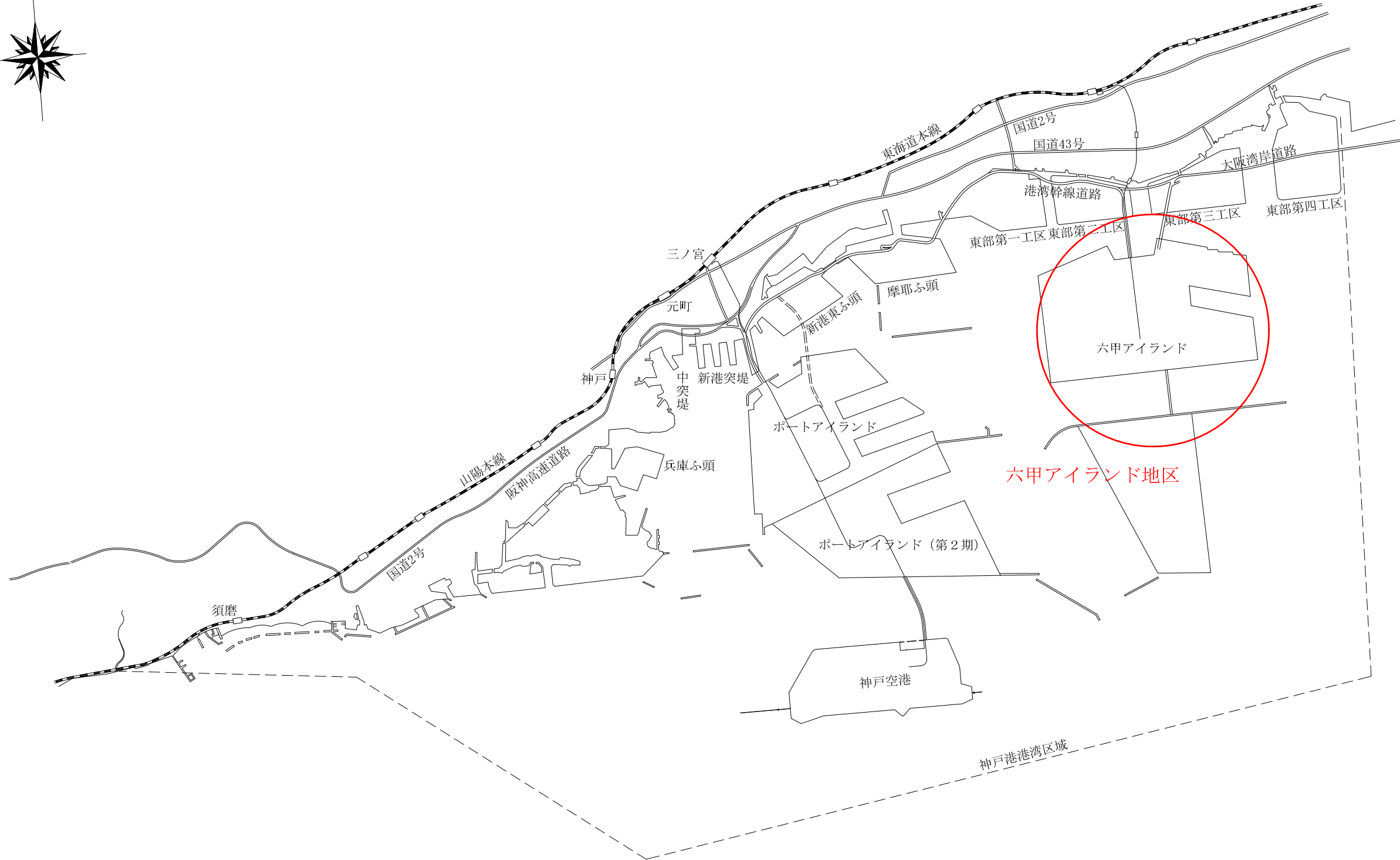
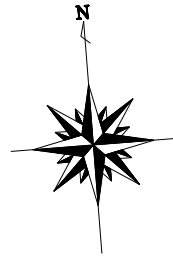
[臨海部物流拠点の形成を図る区域]

六甲アイランド地区

国際海上コンテナ輸送等に係る貨物の輸送、保管、荷さばき、流通加工等に係る業務を行う施設を集積し、埠頭と一体的に、埠頭の機能の一層の強化を図る区域を六甲アイランド地区に配置する。

水深16m	岸壁 2 バース	延長800m	[既定計画] RC-6、7
水深14m	岸壁 2 バース	延長880m	[既設] RC-4、5
水深13m	岸壁 4 バース	延長1,120m	[既設] RW-A、B、RL-1、2
水深7.5m	岸壁 2 バース	延長260m	[既設] RS-B、C
埠頭用地	95ha	[既設]	
港湾関連用地	95ha	[既設]	
交通機能用地	11ha	[既設]	

神戸港港湾計画位置図 S=1/70,000



凡 例	
○	計画変更箇所